

福島市共同企業体取扱要綱

平成11年 4月 1日制定
平成20年 3月 6日改正
平成30年 4月 1日改正
令和 3年 1月29日改正

第1章 総 則

(目的)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事等に係る共同企業体の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 共同企業体とは、特定建設工事共同企業体及び特定業務委託共同企業体若しくは経常建設共同企業体をいう。

2 特定建設工事共同企業体とは、大規模かつ技術的難度の高い工事（別表1参照）の施工に際して、技術力等を結集することにより確実かつ円滑な施工を確保することを目的として、工事ごとに結成される共同企業体をいう。

3 特定業務委託共同企業体とは、技術力等を結集することや、経営力や施行能力等を補完又は強化することを目的として、業務委託ごとに結成される共同企業体をいう。

4 経常建設共同企業体とは、中小建設業者が継続的協業関係を確保することにより、その経営力や施工能力等を補完又は強化することを目的として結成される共同企業体をいう。

(共同企業体活用の原則)

第3条 共同企業体の活用は、技術力等の結集により、単体企業による施工等に比べ効果的な施工等ができること認められる場合など、適正な範囲とする。

第2章 特定建設工事共同企業体及び特定業務委託共同企業体

(対象工事等)

第4条 特定建設工事共同企業体により施工することができる工事は、福島市制限付一般競争入札（建設工事・業務委託）実施要綱（以下「制限付一般競争入札要綱」という。）第3条第3項の規定に定めた工事とする。

2 特定業務委託共同企業体により施行することができる業務委託は、制限付一般競争入札要綱第3条第4項の規定に定めた業務委託とする。

(構成員の数)

第5条 特定建設工事共同企業体及び特定業務委託共同企業体の構成員数は原則として2者又は3者とし、工事又は業務委託ごとに定めるものとする。

(構成員の技術的要件等)

第6条 特定建設工事共同企業体のすべての構成員は、次の各号の要件のすべてを満たすものとする。

(1) 発注しようとする工事（以下「発注工事」という。）に係る工事種別について、福島市競争入札参加資格審査事務処理要綱（以下「審査要綱」という。）の規定に基づく指名競争入札参加資格の認定を受けていること。

(2) 発注工事に係る工事種別に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可後の営業年数が3年以上あること。

(3) 原則として、発注工事を構成する一部の工種を含む工事について元請としての施工実績があり、かつ、当該発注工事と同種の工事を施工した元請又は下請としての実績を有すること。

ただし、やむを得ない場合には、構成員の2分の1以上の者がこの要件を満たすことで足りるものとする。

(4) 発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を、工事現場に専任で配置し得ること。

2 特定業務委託共同企業体における構成員の要件については、競争入札実施公告により明らかにするものとする。

（構成員の組み合わせ）

第7条 特定建設工事共同企業体の構成員の組み合わせは、発注工事に対応する工事種別（審査要綱別表1に定める工事種別をいう。以下同じ。）の有資格業者の組み合わせとする。

2 特定業務委託共同企業体における構成員の組み合わせについては、競争入札実施公告により明らかにするものとする。

（代表者）

第8条 特定建設工事共同企業体及び特定業務委託共同企業体の代表者は、原則として構成員のうち施工能力又は遂行能力の大きい者で、中心的役割を担う者とする。

2 特定建設工事共同企業体及び特定業務委託共同企業体の代表者は、工事又は業務委託の履行に関し、特定建設工事共同企業体及び特定業務委託共同企業体の代表として、発注者等との折衝並びに請負契約に関する権利を有するものとする。

（出資割合）

第9条 特定建設工事共同企業体及び特定業務委託共同企業体の代表者の出資割合は、構成員のうち最大とする。

2 特定建設工事共同企業体及び特定業務委託共同企業体の構成員のうち、最小の出資者の出資割合は、当該共同企業体の構成員数に応じ、次の各号の定める割合以上とする。

(1) 2者の場合 30パーセント

(2) 3者の場合 20パーセント

（資格審査等）

第10条 特定建設工事共同企業体及び特定業務委託共同企業体により競争入札を実施するときは、あらかじめ、その旨及び次の各号に掲げる事項を公告し、これにより参加資格申請を行わせるものとする。このとき、制限付一般競争入札要綱の規定に基づく申請書等を提出させるものとする。

- (1) 特定建設工事共同企業体及び特定業務委託共同企業体により競争を行わせる工事又は業務委託である旨及び当該工事名又は業務委託名
- (2) 工事又は委託場所
- (3) 工事又は業務委託の概要
- (4) 入札参加資格申請書の受付期間及び受付場所
- (5) 特定建設工事共同企業体及び特定業務委託共同企業体の構成員の数及びその組み合わせ、各構成員の技術的要件等及び出資比率並びに特定建設工事共同企業体及び特定業務委託共同企業体の代表者要件
- (6) 認定資格の有効期間
- (7) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申請書等を受理した特定建設工事共同企業体及び特定業務委託共同企業体については、資格審査を行い、適格なものを有資格業者として認定する。

3 特定建設工事共同企業体及び特定業務委託共同企業体の資格審査に係る具体的な手続き及び処理の方法については、制限付一般競争入札要綱の規定に基づくものとする。

(入札参加資格)

第11条 前条第2項による入札参加資格の認定は、認定の対象となった工事又は業務委託についてのみ有効とする。

(協議書)

第12条 第10条第1項の規定に基づき提出する申請書に添付する特定建設工事共同企業体協定書又は特定業務委託共同企業体協定書は、別記様式1又は様式1-2に準じて作成するものとする。

(解散の時期)

第13条 特定建設工事共同企業体及び特定業務委託共同企業体は、当該請負契約履行後3カ月を経過するまでの間は解散することができないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、発注工事又は業務委託に係る契約の相手方とならなかった特定建設工事共同企業体及び特定業務委託共同企業体は、当該請負契約が締結された日に解散するものとする。

第3章 経常建設共同企業体

(対象工事)

第14条 経常建設共同企業体により施工することができる工事は、制限付一般競争入札要綱第3条第2項第2号の規定に定めたもの以外の工事とする。

(構成員の数)

第15条 経常建設共同企業体の構成員の数は、2者又は3者とする。ただし、継続的な協業関係が確保され、円滑な共同施工に支障がないと認められる場合に限り、5者までとすることができる。

(構成員の要件)

第16条 経常建設共同企業体のすべての構成員は、次の各号の要件のすべてを満たすものとし、

構成員の過半数は本市内に本店を有しているものとする。

(1) 入札参加を申請する業種（以下「入札申請業種」という。）に対応する建設業法の許可業種について、許可後の営業年数が3年以上あること。

(2) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する要件を満たしていること。

(3) 工事1件の請負代金の額が建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項に定める金額以上である工事を施工するときに、入札申請業種に対応する許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

ただし、工事1件の請負代金の額が同項に定める金額の最低規模の3倍の額未満であり、かつ、他の構成員のいずれかが監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置することができるときは、残りの構成員は監理技術者又は主任技術者を当該工事現場に他の工事現場と兼任で配置することで足りるものとする。

(代表者)

第17条 経常建設共同企業体の代表者は、本市内に本店を有する者とし、原則として構成員のうち施工能力の大きいもので、中心的役割を担う者とする。

(出資割合)

第18条 経常建設共同企業体の代表者の出資割合は、構成員のうち最大とする。

2 経常建設共同企業体の構成員のうち、最小の出資者の出資割合は、当該共同企業体の構成員数に応じ、次の各号の定める割合以上とする。

(1) 2者の場合 30パーセント

(2) 3者の場合 20パーセント

(3) 4者の場合 15パーセント

(4) 5者の場合 10パーセント

(入札参加資格審査申請)

第19条 経常建設共同企業体が一般競争入札及び指名競争入札資格審査を申請しようとするときは、審査要綱の規定に基づき申請書等を提出し資格審査を受けるものとする。

2 1の建設業者が前項の規定により一般競争入札及び指名競争入札資格審査申請を行うことができる経常建設共同企業体の数は、1とする。

3 単体と経常建設共同企業体の入札参加資格審査申請の同時申請は出来ないものとする。

(協定書)

第20条 前条第1項の規定に基づき提出する申請書に添付する経常建設共同企業体協定書は、別記様式2に準じて作成する。

第4章 雑 則

(特定建設業の許可の有無)

第21条 共同企業体が建設業法施行令第2条に定める金額以上になる下請契約を締結して当該工事を施工する場合には、構成員のうち1者以上が建設業法第15条の規定に基づく特定建設業の許可を受けていること。

(構成員の脱退及び加入)

第22条 共同企業体の構成員のいずれかが脱退した場合には、残存構成員が共同連帯して工事完成又は業務完了の義務を負う。

2 履行期間中において一部の構成員が脱退した場合には、脱退した構成員が施工等の主導的役割を担っていたこと等により、残存構成員のみでは適正な施工等の確保が困難と認められるときには、契約権者は、残存構成員からの共同企業体構成員新規加入承認申請書(別記様式3)に基づき、あらたな業者を当該共同企業体の構成員として加入させることができる。

附 則

- 1 この要項は、平成11年 4月 1日から施行する。
- 2 福島市建設工事に係る共同企業体取扱要綱(平成 7年 1月 1日施行)は、廃止する。
- 3 この要項の施行日において既に結成している共同企業体については、従前の例によることができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3年 2月25日から施行する。

別表1（第2条関係）

「大規模かつ技術的難度の高い工事」の例

- 1 トンネル工事
 - (1) 大規模なもの
 - (2) 掘削方式がナトム工法・薬注工法等特殊な工法となるもの
- 2 橋梁工事
 - (1) 大規模なもの
 - (2) 構造・工法等に特殊性が認められるもの
- 3 建築工事
 - (1) 大規模なもの
 - (2) 用途・工法等に特殊性が認められるもの
- 4 設備工事
 - (1) 大規模なもの
 - (2) 特別高圧受電設備・空調設備等で、高度な技術を要するもの
- 5 ダム工事
 - (1) 大規模な本体工事
- 6 下水道工事
 - (1) 処理場に係る大規模な一般土木工事
 - (2) 大規模な管渠工事で、シールド工法・泥水推進工法等特殊な工法を用いるもの
- 7 上水道工事又は工業用水工事
 - (1) 浄水場に係る大規模な一般土木工事
 - (2) 大規模な管渠工事で、シールド工法・泥水推進工法等特殊な工法を用いるもの
- 8 用地造成工事
 - (1) 大規模なもの
 - (2) 地滑り・軟弱地盤等により特殊な工法を用いるもの
- 9 その他
 - (1) 特殊な構造・工法などで、市長が特定建設工事共同企業体に施工させることが適当と認めるもの

様式1（第12条関係）

特定建設工事共同企業体協定書

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（1）〇〇発注にかかる〇〇建設工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。）の請負

（2）前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇特定建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、建設工事の請負契約の履行後の3カ月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請負うことができなかったときは、当企業体は前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）を請求し、受領し、及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資割合）

第8条 各構成員の出資割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資割合は変わらないものとする。

〇〇建設株式会社 〇〇%

〇〇建設株式会社 〇〇%

〇〇建設株式会社 〇〇%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営の方法)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について、協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事しゅん工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資割合を、残存構成員が有している出資割合により分割し、これを第8条に基づく割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産し、又は解散した場合においては第16条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当工事につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社ほか〇者は、上記のとおり〇〇特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇建設株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 印

〇〇建設株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 印

〇〇建設株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 印

特定業務委託共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) ○○発注にかかる○○業務委託（当該業務委託内容の変更に伴う業務委託を含む。以下「業務委託」という。）の受託

(2) 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、○○特定業務委託共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、○○年○○月○○日に成立し、業務委託の請負契約の履行後の3カ月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 業務委託を請負うことができなかったときは、当企業体は前項の規定にかかわらず、当該業務委託に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

○○市○○町○○番地

○○株式会社

○○市○○町○○番地

○○株式会社

○○市○○町○○番地

○○株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、○○株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、業務委託の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）を請求し、受領し、及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資割合)

第8条 各構成員の出資割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務委託について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資割合は変わらないものとする。

○○株式会社 ○○%

○○株式会社 ○○%

○○株式会社 ○○%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営の方法)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について、協議の上決定し、業務委託の完了に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、業務委託の請負契約の履行及び下請契約その他の業務委託の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、業務委託完了の都度当該業務委託について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務委託途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務委託を完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務委託途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務委託を完了する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資割合を、残存構成員が有している出資割合により分割し、これを第8条に基づく割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務委託途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(業務委託途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務委託途中において破産し、又は解散した場合においては第16条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当業務委託につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇株式会社ほか〇者は、上記のとおり〇〇特定業務委託共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 印

〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 印

〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 印

経常建設共同企業体協定書

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（1）〇〇発注にかかる〇〇建設工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。）の請負

（2）前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇経常建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、その存続期間は競争参加者資格の有効期間の末日までの間とする。ただし、建設工事の請負契約の履行後3か月を経過する日が競争入札参加者資格の有効期間の末日を越える場合、又は競争入札参加者資格の有効期間の末日を越える日を期限とする工事の請負契約をした場合には、それぞれ請負契約の履行後3か月を経過する日まで存続するものとする。

2 しゅん工期限が延長される場合には、その建設工事の請負契約の履行後3か月を経過する日まで存続するものとする。

2 建設工事を請負うことができなかつたときは、当企業体は前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）を請求し、受領し、及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資割合）

第8条 各構成員の出資割合は、別に定めるところによるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営の方法)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について、協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事しゅん工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資割合を、残存構成員が有している出資割合により分割し、これを第8条に基づく割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産し、又は解散した場合には第16条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当工事につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社ほか〇者は、上記のとおり〇〇経常建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇建設株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 印

〇〇建設株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 印

〇〇建設株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 印

経常建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書

〇〇発注に係る下記工事については、経常建設共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員の出資の割合を次のとおり定める。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

記

- | | | | |
|---|-------|----------|-----|
| 1 | 工事の名称 | 〇〇工事 | |
| 2 | 出資の割合 | 〇〇建設株式会社 | 〇〇% |
| | | 〇〇建設株式会社 | 〇〇% |
| | | 〇〇建設株式会社 | 〇〇% |

〇〇建設株式会社ほか〇者は、上記のとおり出資の割合を定めたので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇建設株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 印

〇〇建設株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 印

〇〇建設株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 印

様式3（第22条関係）

共同企業体構成員新規加入承認申請書

今般、〇〇共同企業体の構成員である〇〇が、 年 月 日、〇〇〇〇により、同構成員から脱退いたしました。が、工事施工（業務委託履行）の必要から新たに〇〇を加入させることにいたしましたので、ご承認いただきますよう申請いたします。

年 月 日

共同企業体名称
代表者（構成員）

（添付書類）

- 1 〇〇共同企業体変更協定書の写し
- 2 新たな者の加入を残存構成員が承認した旨の書面